

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 【表紙】               |             |
| 【提出書類】             | 訂正報告書       |
| 【根拠条文】             | 法第27条の25第3項 |
| 【提出先】              | 関東財務局長      |
| 【氏名又は名称】           | 笹島 竜也       |
| 【住所又は本店所在地】        | 神奈川県茅ヶ崎市    |
| 【報告義務発生日】          | 該当事項なし      |
| 【提出日】              | 平成31年4月12日  |
| 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 | 該当事項なし      |
| 【提出形態】             | 該当事項なし      |
| 【変更報告書提出事由】        | 該当事項なし      |

## 【発行者に関する事項】

|           |         |
|-----------|---------|
| 発行者の名称    | 株式会社ギフト |
| 証券コード     | 9279    |
| 上場・店頭の別   | 上場      |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所 |

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| 個人・法人の別       | 個人                     |
| 氏名又は名称        | 笹島 竜也                  |
| 住所又は本店所在地     | 神奈川県茅ヶ崎市               |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 株式会社ギフト 取締役管理本部長 末廣 紀彦 |
| 電話番号          | 042-860-7182           |

## 【訂正事項】

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 訂正される報告書名        | 変更報告書No.1 |
| 訂正される報告書の報告義務発生日 | 平成31年4月3日 |
| 訂正箇所             | 下記参照      |

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【株券等保有割合】

|  |   |           |
|--|---|-----------|
| 発行済株式等総数（株・口）<br>（平成31年4月9日現在）                 | V | 4,896,000 |
| 上記提出者の株券等保有割合（%）<br>（ $T / (U+V) \times 100$ ） |   | 9.01      |
| 直前の報告書に記載された<br>株券等保有割合（%）                     |   | 10.53     |

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【株券等保有割合】

|  |   |           |
|--|---|-----------|
| 発行済株式等総数（株・口）<br>（平成31年4月3日現在）                 | V | 4,896,000 |
| 上記提出者の株券等保有割合（%）<br>（ $T / (U+V) \times 100$ ） |   | 9.01      |
| 直前の報告書に記載された<br>株券等保有割合（%）                     |   | 10.53     |

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

野村証券株式会社に対して、平成30年10月10日から平成31年1月16日までの期間中、野村証券株式会社への事前の書面による同意なしには保有株券等の売却を行わない旨の書面を平成30年10月10日付で差し入れております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】